

## IV 令和7年度埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」連絡協議会

### 1 令和7年度埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 学校や地域における健康課題を把握し、健康課題の解決及び健康課題に関する指導の充実を図るため、「学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するための方針の協議、検討
- (2) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するために係るその他の取組の検討
- (3) 学校における現代的な健康課題解決支援事業における成果の検証及び普及

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 委員長は、別表の他、必要に応じて委員を選定することができる。
- 4 協議会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

(運営)

第4条 委員長は、協議会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年2月27日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、協議会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等関係機関の職員の出席を要請することができる。

(事務局)

第7条 協議会は、会務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

(経費)

第8条 協議会の経費は予算の範囲内で埼玉県教育局保健体育課予算をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

#### 別 表 (第3条関係) 委員

学識経験者
医師
歯科医師
薬剤師
校長
養護教諭
保健医療政策課副課長
保健体育課長

令和7年度埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」連絡協議会委員

	推薦団体・推薦関係課・教育委員会	種別	職名等	氏名	所属
○	1 埼玉大学		教育学部長	戸部 秀之	埼玉大学教育学部
	2 一般社団法人埼玉県医師会	学校医	理事	佐藤 達也	埼玉県医師会
	3 一般社団法人埼玉県歯科医師会	学校歯科医	学校歯科部副部長	田中 真弓	埼玉県歯科医師会
	4 一般社団法人埼玉県薬剤師会	学校薬剤師	常務理事	山内 大輔	埼玉県薬剤師会
	5 埼玉県公立小学校校長会	校長	校長	岩本 好則	川口市立安行小学校
	6 埼玉県養護教諭会	養護教諭	養護教諭	坂本 昌美	県立朝霞高等学校
	7 春日部市教育委員会		指導主事	佐藤 貴	春日部市教育委員会
	8 県保健医療部保健医療政策課		副課長	小泉 優理	保健医療政策課
◎	9 県立学校部保健体育課		保健体育課長	荻原 篤大	県立学校部保健体育課

(◎委員長 ○副委員長)

事務局

1	県立学校部保健体育課		教育指導幹	佐藤 泰弘
2	県立学校部保健体育課		主幹	西川 俊成
3	県立学校部保健体育課		指導主事	龍野 雅美
4	県立学校部保健体育課		指導主事	佐野 秀行
5	県立学校部保健体育課		指導主事	高沢 聖子